

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

違法に設置されているエレベーター対策について

最近、特に工場や作業場等において、建築基準法で定めるエレベーターであるにもかかわらず、建築基準法の規定に基づく確認・検査を受けずに設置されたエレベーター（以下「違法設置エレベーター」という。）による死亡又は重大な人身事故が発生しております。

昨年2月25日に発生した兵庫県姫路市の食品工場において発生したエレベーター死亡事故を受け、当該エレベーターの製造者が設置したエレベーターについて緊急点検を実施したところ、現存が確認された22基すべてが確認・検査を受けていないとともに、安全装置の不備等の実体違反を伴っていたことが報告されました。なお、これらのエレベーターについては、関係特定行政庁の指導により既に違反の是正、使用停止の措置が講じられております。

このような違法設置エレベーターについては、安全性が確認されないまま同様の事故が発生することが懸念されることから、今般、国土交通省と厚生労働省が連携し、違法設置エレベーター等について、それぞれが把握している情報を相互に提供することとしましたので、建築部局として違法設置エレベーターについて所要の措置を講じるようお願いいたします。

また、貴職におかれては、貴管内の特定行政庁に対して、下記の通り、違法設置エレベーターの把握に努めること、違法設置エレベーターに係る情報を得た場合には所要の措置を講じることにについて周知願います。

なお、国土交通省と厚生労働省では、今回の取り組みをはじめとして、違法設置エレベーター対策について今後とも連携を強化することとしているので、貴職におかれましても、都道府県労働局、労働基準監督署との情報交換等連携を図っていただきますようお願いいたします。

記

1. 特定行政庁における情報収集

特定行政庁においては、以下のような取り組みにより違法設置エレベーターの把握を行うこと。

- (1) 工場等の事業場の従業員等から違法設置エレベーター又はその疑いがあるエレベーター

ターに関する情報の受付窓口を設置し、周知すること。この場合においては、公益通報制度の枠組みを活用する等により通報者の保護に留意すること。

なお、国土交通省においても、「国土交通ホットラインステーション」や「建築物事故・不具合情報受付窓口」において違法設置エレベーターに係る情報を受け付けることとしており、これらにおいて情報を入手した場合、該当する都道府県に通知することとしている。

(2) 工場等の事業者に対してエレベーターの法令の適用範囲や手続きについて積極的に周知を図ること。このことについては、兵庫県下の特定行政庁が作成したリーフレットがあるので参考にされたい（別紙参照）。

(3) 建築物の用途、床面積、階数、確認手続の記録等の状況により優先順位をつけた上で、計画的に、建築基準法第12条第5項の報告徴収、同条第6項の立入検査等により、違法設置エレベーターの把握を行うこと。この場合において、労働基準監督署等との情報交換による情報の活用も図ること。

この取り組みについては、今後、建築行政の実施に係る行政計画に盛り込む等により着実な実施を図られたい。

2. 違法設置エレベーター関連情報を把握した場合の特定行政庁の対応

(1) 上記(1)等により情報を得た特定行政庁は、当該エレベーターが建築基準法に基づく確認・検査等の手続が行われているかどうかを確認するとともに、立入検査等により建築基準法への適合状況について確認すること。その上で、基準に適合しない場合には是正を指導するとともに、安全が確保されるまで当該エレベーターの使用を確実に停止させるなど、所要の措置を講じること。指導にあたっては、必要に応じ労働基準監督署等との連携を図ること。

(2) 違法行為を確認した場合には、「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について(技術的助言)」(平成18年5月11日付け国住指第541号)に基づき事実関係を公表すること。

(3) 特定行政庁は、違法設置エレベーターについて、別添様式により①設置場所、②エレベーターの情報、③建築基準法の違反内容、④是正指導の状況等について、都道府県を通じて国土交通省に情報提供すること。この場合において、国土交通省から厚生労働省に必要な情報を提供することとしている。

3. 厚生労働省からの情報提供と情報提供を踏まえた対応

(1) 厚生労働省からの情報提供

今般、工場等に設置されているエレベーター対策について厚生労働省と連携することとしたところであり、厚生労働省から次のとおり都道府県労働局に周知されている。

① 労働安全衛生法関係法令の適用の有無に関わらず、労働災害に直接関連する欠陥のあるエレベーター（簡易リフトを含み、工事用を除く。②において同じ。）について厚生労働省が情報を把握した場合には、厚生労働省は当該エレベーターが設置された事業場の名称、所在地及び欠陥の概要を国土交通省に提供すること。

- ② 労働災害に直接関連する欠陥がある等のエレベーターであって製造者に責任のあるものについて、都道府県労働局から製造者に係る情報等が厚生労働省に報告された時点で、厚生労働省は当該エレベーターの製造者の名称、所在地及び販売状況等の情報を国土交通省に提供すること。

(2) 情報提供を踏まえた対応

国土交通省は、(1)に基づき厚生労働省から情報提供を受けた場合、該当する都道府県に通知することとしている。

都道府県を經由して情報提供を受けた特定行政庁は、2(1)、2(2)と同様に、所要の措置を講じること。